

第23回 農業ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：平成27年2月10日（火）9:58～11:48
2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階第2特別会議室
3. 出席者：
（委員）金丸恭文（座長）、岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、長谷川幸洋、
林いづみ
（専門委員）北村歩、本間正義、渡邊美衡
（政府）有村内閣府特命担当大臣（規制改革）、赤澤内閣府副大臣、
越智内閣府大臣政務官
（事務局）刀禰規制改革推進室次長、市川規制改革推進室次長、山澄参事官
（農林水産省）経営局 奥原局長、渡邊農地政策課長、山北協同組織課長
農村振興局 前島農村計画課長

4. 議題：
（開会）
農業改革について
（閉会）

5. 議事概要：

○山澄参事官 それでは、これより第23回農業ワーキング・グループを始めます。
本日は、所用により、浦野座長代理、滝委員、田中専門委員、松本専門委員が御欠席で
ございます。

また、本日は有村大臣が御出席でございます。

それでは、開会に当たりまして、有村大臣から御挨拶申し上げます。

○有村大臣 皆様、おはようございます。お忙しいところ、金丸ワーキング・グループ座
長、また、本会議の岡議長、大田議長代理を始め、委員の皆様にご参加いただきまして、
ありがとうございます。

赤澤副大臣、越智政務官ともども、心を込めて御礼を申し上げます。

そもそも、今日、ワーキング・グループの日程が立てられるかどうかということ懸念
したこともございましたが、晴れて開催できたことに、まずもって大変有り難いという思
いを持っております。

農協改革につきましては、安倍総理の「このままでは農業が衰退する」、「抜本改革を
断行していく」、「農業を成長産業に変えていく」という強い御決意の下で、政府、与党
及び農業関係団体等との間で、長時間にわたり真摯な議論が行われてきました。

本日御説明をいただきます農林水産省の奥原経営局長様を始めとする関係者の方々の御

尽力にも、心からの敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

金丸座長様始め、関係の委員の皆様には、本当に粘り強い交渉と揺るぎない決意の共有を図る御尽力をいただけてきました。

本日、与党で取りまとめられた考え方を踏まえ、農業改革に係る「法制度等の骨格」について、農水省のお話を聴きながら、委員の皆様から、これまでの規制改革会議の考え方との整合性等について検証をいただきたいと思っております。

今回、連日報道されているわけでございますけれども、日本の農業がいかにあるべきなのか、日本の田畑を持続可能な形に残していく、そして、その機能を高めるためには、どのようなところに手を着けて、どのようなことを守らなければいけないのか、そして、この改革が、額に汗して働く農業者の皆さんの実利にどうやってつながるのか、という国民的議論の一端が、今回、その当事者、関係者だけではなくて、国民の皆さんの目に触れて、主権者たる国民の皆様とともに、日本の農業のあるべき姿を考える国民的議論の一端のスタートが切れたこと自体、どのような立場を取るにせよ、私は大きな成果の一つだと思っております。

これからも、同じ目的、目標に向かって、背負っていらっしゃる責任がそれぞれありますけれども、そこに敬意を持ちながら、本来の目的にかなうような規制改革の在り様、そして、その信頼関係の増幅と、これからの法制度の適切な構築と運用について、その推移を、私としても、副大臣、政務官ともども注視して、モニタリングをしていきたいと思っております。

農業の成長産業化を実現し、農業者の所得向上につなげるための規制改革に引き続き御協力、御尽力をいただけますよう、お願いを申し上げます。

以上です。

○山澄参事官 それでは、報道の皆さんは御退室をよろしくお願ひいたします。

(報道関係者退室)

○山澄参事官 それでは、ここからの進行は金丸座長にお願ひいたします。

○金丸座長 皆様おはようございます。

それでは、議事を進行させていただきます。本日の議題は「農業改革について」でございます。本日は、昨年6月に閣議決定をした規制改革実施計画に従い、農業協同組合、農業委員会、農業生産法人の3つについて、法改正等に向けた農水省の検討結果を御説明いただきたいと思います。

それでは、よろしくお願ひします。

○農林水産省(奥原局長) おはようございます。農水省の経営局長でございます。

それでは、お手元に横長の「資料」という紙と、その次に縦長の「別紙」という2枚紙がございますので、これに則しまして、現在の法制度の骨格として考えている中身を御説明したいと思います。

別紙というのは、横長の紙の一部のところには別紙と書いてあるものがありまして、そこ

を取り出したのが縦長の別紙でございますので、横長の資料を中心に説明をしながら別紙を見ていただきたいと思います。

横長の資料の左側には昨年6月に与党でまとめました考え方が書いてございます。これを踏まえて与党の方で御議論をいただきまして、昨日、自民党では了承をいただいておりますが、右側が制度の骨格でございます。

まず、1ページのところは農協改革ですけれども、初めに「1 単位農協のあり方」でございます。(1)に○が幾つかありますが、最初の○は単位農協のところが農産物の販売をもっときちんとやっていくということで、従来はほとんど委託販売になっておりますけれども、買取り販売を数値目標を決めて段階的に拡大する。リスクを取りながらリターンを大きくするような販売を進めていくということが書いてございます。

この点につきましては、法律のところに書くという話ではございませんので、法改正は要りませんけれども、農協サイドの自己改革の実行を注視しなければいけないという世界でございます。

次の○ですけれども、これは生産資材。これも農家からはできるだけ安く調達をしてという声強いわけですが、左側の方では、JAグループだからということで農協が安易に全農・経済連から仕入れるということではなくて、どこから仕入れるか、いろいろな調達先をきちんと比較をして、一番有利なところから調達をするということが書いてございます。これも法改正の事項ではございませんので、自己改革の実行を注視するという世界でございます。

次の○ですけれども、単位農業のところで、今、金融事業の負担が非常に重くなっていますが、その負担を軽くする、あるいはリスクを軽くして、農産物を高く売ったり、資材を安く調達するという、こちらにシフトできるようにするという観点で、左側に書いてございますのは黒ポツのところですが、既に10年前につくりましたJAバンク法の中に書いてございますが、単位農協から農林中金又は信連に信用事業を譲渡して、自分がその代理店になって手数料をもらうといった方式が既に書かれているわけです。これの活用を積極的に進めるということになります。従来、これが進んでいない一つの要因として、農林中金・信連から代理店の手数料の水準が示されていないということがございますので、農林中金・信連がこの手数料の水準を早急に示すということが書いてございます。

これに対して右側の方でございまして、基本的には、この信用事業を譲渡するスキームはJAバンク法の中に書かれておりますので、法改正は要らないのですけれども、農協系統の方からこれに関しまして要請が出ております。この信用事業の譲渡をもっと円滑に行う観点から、所要の規定を整備してほしいという声が出ておりまして、括弧に書いてございますが、現在のJAバンク法の中では農協が信用事業の全部を譲渡したときに業務代理を行えることになっておりますけれども、一部を譲渡した場合でもこれができるように手当てをして、最初に一部譲渡をした上で、最終的に全部譲渡に至るといったことができるような法体系に修正をするということを検討しております。

左側の下の方ですけれども、これも非常に大事なポイントですが、農協の役員の方、理事の方がきちんとした問題意識を持って、農産物の販売の強化にきちんと取り組んでいた。農家にメリットが出るようにするということが非常に大きな眼目でございます。そういう意味で、左側は、理事の方について所得向上に向けた経済活動を積極的に行えるようにという観点で、理事の過半は認定農業者あるいは販売や経営のプロにするということが書いてございます。「また」以下で、女性とか青年の役員を登用することも書いてございます。

これに対する右側の法制度の骨格ですけれども、ここは法律の中に理事の過半数を「原則として」が付きますが、認定農業者や販売・経営のプロとするということを求める規定をきちんと置く方向で考えております。

理事の選任に当たっては、理事の年齢ですとか性別で著しい偏りが生じないように、要するに女性や青年の方も入りやすいようにという規定も置く方向で考えております。

2ページの(2)ですけれども、それぞれの単位農協が自立した経済主体として創意工夫で頑張っていただく、良い事例があれば横に展開するという発想ですけれども、まず最初の○は、それぞれの単位農協が自立した経済主体としてきちんと利益を上げるようにやってもらい、その利益を組合員に還元する、あるいは将来に向けての投資につなげていくということを明確にするというのが左側に書いてございます。

右側でございますが、現在、農協の中に第8条という規定がございまして、ちょっと小さい字で括弧書きで書いてございますけれども、行う事業によって組合員のために最大の奉仕をすることを目的とする。ここまでは良いのですが、その次に営利を目的としてその事業を行ってはならないと書いてございます。営利を目的としてはいけないという趣旨は、その後に鍵括弧で書きましたけれども、出資配当には法定上限がある、8パーセントと法律で書いてありますが、この出資配当は上限があるというだけのことであって、組合が利益を上げたり、あるいは利用高配当で配ることは何も禁止をしておりません。ですが、営利を目的として事業を行ってはいけないという書き方によって、農協の関係者の中には自分たちはもうけてはいけないんだと思っておられる方々が結構いらっしゃいます。ここはきちんと外の世界に出て行って、利益を上げていただいて、農家の所得も上がるような工夫をしていかなければいけませんので、その誤解を解くという観点で、農協法第8条を改正したいと思っております。

①、②とありますけれども、①は行う事業によって最大の奉仕をする。これは当然のことですが、その次に農業所得の増大、その他の農業者の利益の増進を図らなければならぬと、まず書いた上で、②でこの目的を達成するために、的確な事業活動によって利益を上げて、その利益を事業の成長・発展を図るための投資あるいは組合員への利用高配当、出資金に応じてではなくて、使った量に応じて配当する。これが協同組合の基本的な配分の仕方ですので、これに充てるという書き方に切り替えて改正をすることを考えております。

左側の2つ目の○ですけれども、連合会・中央会は単位農協の自由な経営を制約しないように十分留意するということが書いてございます。

右側ですが、これは非常に重要なポイントですので、農協・連合会は組合員あるいは単位農協に対して事業の利用を強制してはならないということを明記したいと思っております。それと同時に、現在、農協法の中には専属利用契約という条項がございまして、括弧に書いてございますが、1年を超えない期間に限って組合員が組合の事業の一部を専ら利用する旨の契約を結ぶことができる。要するに、1年間は他のところは使わないで農協だけを使いますといった契約が結べるというふうになっております。この規定は強制してはいけないという趣旨とは矛盾するところもございまして、この規定については削除するということで考えております。

このほかに、農協・連合会が農家あるいは単位農協が自主的につくって運営する組織であるということを徹底する観点から、規定の整備を行うことにしておりまして、括弧に書いてございますが、現在の農協の中に回転出資金制度というものがございまして、これは定款で定めて出資を強制するような形になっておりまして、利用高配当で配るときにその全部又は一部を5年に限るということではありますけれども、出資をさせる。これについて出資配当は付かないといった規定がございまして、これはこの際、廃止をする。

それから、組合の設立あるいは定款変更に関する認可基準についても緩和をするという方向で考えてございます。

左側の(3)ですけれども、ここは現在、一つの農協の名前でいろいろなサービスを展開しております。担い手の農家の方がいて、兼業農家さんがいて、地域住民の方もいらっしゃる。非常に複雑に事業の対象者がいる中で、それぞれのニーズに応じて仕事をやっていくというのはだんだん難しくなっております。そういう意味では、既に子会社の活用などをやっておられる農協もかなりございまして、適切な組織形態を選べるようにすることも必要だということです。

その際、特にこの農協が地域のインフラとしての側面、例えば、エコープ以外に生活物資を売っているところがないとか、高齢者福祉の仕事をしているところがここしかないということがいろいろございまして、こういったサービスは組合員でない人を含めて地域住民に対して提供していく必要がございまして、農協は飽くまで農家の協同組織という法制度でございまして、員外利用量規制というものがかかっています。これから完全に逃れることはできませんので、対応には限界がある。それでどうするのかというのが○で書いてございます。必要なときにはJAの組織を分けたり、組織の一部を株式会社あるいは生協に転換できるようにするということが書いてございまして、右側もそれと同じですけれども、農協がその選択によって組織を分割したり、組合から株式会社、生協等への組織変更ができる規定を置くこととしております。

左のその下の○ですけれども、ここは准組合員の利用量規制の話ですけれども、農協の農家の協同組織ですので、農家にメリットを出していくということがまず基本的に求めら

れているわけですが、准組合員がどんどん増えてきておりまして、農協の中には准組合員の特に金融事業を中心に運営されていて、農業に余力が入っていない農協も見られるところがございます。そういった影響を踏まえて、准組合員の利用量規制について正組合員の利用量との関係で、一定のルールを導入する方向で検討するということが6月の取りまとめには書いてございました。

右側のところ、別紙と書いてございますので、2枚紙の別紙を御覧いただきたいと思いますが、その2枚目の一番最後の5番のところ、これが准組合員のところですが、与党でもいろいろな議論がございまして、最終的にはどうなっているかと言いますと、准組合員の利用量規制の在り方については直ちには決めず、5年間、正組合員、准組合員の利用実態、農協改革の実行状況の調査を行って、慎重に決定することになってございます。

横長に戻っていただきまして、2ページの左下から今度は連合会・中央会の在り方でございます。地域の農協に頑張ってもらいたくのが基本発想ですが、これを前提にして連合会・中央会は単位農協を適切にサポートするという観点で、その在り方を見直すことになってございます。

3ページ、まず(1)が連合会・中央会の仕事の内容でございます。組織が次に出てきますので、まずは業務内容から書いてございます。

最初の○は、全農・経済連のところですが、農協の農産物有利販売に貢献するという意味で、全農・経済連は大口の実需者、食品メーカーですとか外食、スーパーといったところとの安定的な取引関係を構築する。これによって販路をきちんと提供できるようにするというところでございます。

それから、単位農協が、例えば、米を売るときに全農を通して売るかどうか。こういったことは単位農協の選択に委ねるといっても書いてございます。

資材の方は、全農が扱っていて競争力がないと言われているものもございまして、そういったものは競争力があるものに特化をしていく。農協がどこから資材を仕入れるかも単位農協の選択であるということです。

農業・食品産業の発展に資するような経済活動、これは投資も含めて経済界と連携して積極的にやるということが左側に書いてございます。

この部分につきましては、具体的な経済活動となりますので、基本的に法改正は不要でございます。

次の○ですが、農林中金・信連、全共連。ここは先ほどの代理店方式のときの手数料の水準を早期に示すということですので、ここも基本的には法改正は不要でございます。

厚生連は病院をやっているところですが、ここは必要な医療サービスを安定的に提供する。その際、飽くまで民間の組織ですので、必要な場合には地方公共団体から適切な支援を受けてやってもらうということが書いてございます。ここも実態的な話ですので法改正は要りません。

次の○は中央会の業務ですが、昭和29年に、当時、農協が危機的な状態に陥って

いましたので、農協の経営指導でこれを再建するために導入されたのが特別認可法人としての中央会制度でございます。当時は農協の数は1万を超えておりましたが、現在は合併の成果で700程度に減少しております。市町村の数よりはるかに少ない状態になっている。1県で1JAというものも増えておりますけれども、この県でも農協とは別に中央会が存在している。それから、JAバンク法に基づいて信用事業については農林中金に法的に強力な指導権限が既に付与されている。中央会自身は経済活動をやっていない。こういったことを踏まえて、中央会の今後の仕事の中身をよく整理する必要があるということになっておりまして、一つは農協に自由にやらせてもらって優良事例を横に展開するですとか、農協の意思の集約あるいは連絡・調整といったものを明確にするというのが左側でございます。

右側は別紙になっておりますので、後で組織のところと合わせてこれを御説明いたします。

(2)が組織の在り方ございまして、まずは全農・経済連ですけれども、経済界との連携を迅速かつ自由に行えるようにするという観点で、農協出資の株式会社に転換することを可能とするということが書いてございます。

ここにつきましては右側も同じことで、その選択によって株式会社に組織変更できる規定をきちんと置くということで考えております。

次のページにまいりまして、厚生連、病院をやっているところですが、ここは公的医療機関として地域に医療サービスを提供しなければいけませんけれども、場合によっては、員外利用規制がネックになる場合が出てまいります。これがネックになる場合には、この規制がかからない社会医療法人に転換することを可能とするというのが左側の書き方ございまして、右側も同様に選択によって社会医療法人に組織変更ができる規定を置くということで整理をしてございます。

次の○は農林中金・信連・全共連について、これは金融行政との調整が必要ですが、農協出資の株式会社に転換することを可能とする方向で検討すると書かれております。

ここにつきましては、金融庁と調整を続けておりますけれども、これについては他業態の金融機関との調整がございますので、すぐには結論が出る状況ではございません。したがって、金融庁と中長期的に検討することになりますので、今回出す農協改革法案にはこの点は盛り込まれないことになります。

次の○が中央会の組織のところですが、①、②とございますが、①で中央会制度は制度発足時との状況変化を踏まえて、現行の制度から自律的な新たな制度に移行することと、②で新しい制度は単位農協の自立を前提としたものとするということが書いてございます。ここは右側別紙でございまして、別紙の2枚紙、縦長を見ていただきたいと思いますが、この関係のことが1～4で書かれております。

特にまず1番、2番は監査という部分ですが、現在の農協法37条の2というところで、信用事業の貯金量200億円以上の農協については、全中の監査が義務づけられておりまして、会計監査、業務監査を含めて、現在、全中が必ず監査をするという体制になって

おります。これが自律的な制度と言えるかどうかということは当然議論になるわけです。

その結論としてここに整理をされておりますけれども、監査の中の会計監査の部分については、これは他業態の金融機関についても同様に会計監査については外部監査を入れるという話が平成8年から動いているわけでございます。そのときに、農協だけは公認会計士の監査ではなくて全中の監査ということで始まっているわけですが、信金、信組が公認会計士監査を受ける中で、イコールフットィングではないのではないかという話がこれまでも何度となく指摘をされてございます。そういう意味では、これから農協が信用事業をこういった批判を受けることなく、安定して継続できるようにするためには、この際、同じ体制をきちんとつくる方が得なのではないかという判断で、貯金量200億円以上の農協につきましては、信金・信組と同様に公認会計士による会計監査を義務づける。全中監査の義務づけをなくして公認会計士監査を義務づけることにしているわけでございます。

そこに注のような形で○が6つついております。

最初の○ですけれども、そのためにどうするかということですが、現在、全国中央会の中に内部組織として全国監査機構というものができております。この中に公認会計士の方も30名程度いらっしゃって、全体の質を高めながら工夫をして、全国の700農協の監査をこれまでやってきているわけですが、そこまでレベルアップを図ってきておりますので、これはこの際、内部組織ではなくて外に出して、普通に公認会計士法に基づく監査法人を新たにつくっていただく。その上で農協はこの監査法人を使っても良いですし、既存の監査法人を使っても良い。いずれにしても公認会計士法の監査法人の監査を受けるという形にするというのが一つでございます。

2つ目の○ですけれども、現在の全中の監査は会計監査と業務監査をセットでやる形になっておりまして、今後もこの2つをセットでできるようにならないかというのがかなり具体的な問題として提起をされておりました。そこでここでは、その外出しした監査法人、それ以外のところも含めてあっていいのですけれども、同じ農協に対して会計監査と業務監査の両方を行うことができる。これは公認会計士協会ともいろいろ相談をしまして、エンロン事件の後、法改正もされておりますが、大企業等については会計監査とコンサルの同時提供は法的に禁止をされておりますが、大企業等に限定されておりますので、農協について法的な規制はございません。

ですが、公認会計士協会の中での独立性確保のための自主的な基準はございますので、それとの関係でどういうことができるかという相談を先方ともしてまいりまして、監査法人の中で会計監査をやるチームと業務監査をやるチームをきちんと分けるとか、こういった条件を満たしていただければやることができるという回答をいただいておりますので、そのことの説明をしている文章です。法律の中にこう書くということではございません。

次の○は政府の配慮事項として法律に書くということですが、この全中の監査機構の外出しで監査法人を円滑につくる、あるいはそこの業務が軌道に乗ることがしっかしませんと、公認会計士監査に移行できないこととなりますので、これをきちんとさせる。

それから、農協が負担を増やさずに確実に会計監査を受けられるような体制をつくるという旨のことを政府が配慮するという規定を、配慮事項として書く方向で考えております。

次の○ですけれども、政府としては農協監査士という方が、現在、資格としてあるわけなのですが、この方々が今後どうするかということについても配慮が必要だということで、その外出した監査法人等における農協に対する監査業務にその人たちが従事できるように配慮する。それから、その方々が公認会計士になりたい場合に、まず試験に合格していただくことは大前提ですけれども、円滑に資格を取得できるように、例えば、これまでの実務経験をそれなりに尊重してカウントしていただくことができるように配慮をする旨、規定をするということが4つ目で書いております。

5つ目の○は、実務的な問題がいろいろ出てまいりますので、その迅速・適切な解決を図るために、関係省庁、これは農水省と金融庁が入りますが、そこと公認会計士協会、全中による協議の場を設けるということも、法律の中に規定する方向で考えております。

次の○ですけれども、これは後で出てまいります、全中は社団法人に31年の3月末までに移行することになっておりますが、それまでの間どうするかということで、この期間を新しい会計監査制度の移行のための準備期間としてうまく使う必要があるということで、この間、農協は全中の監査か公認会計士の監査か、いずれかを選べるということも書いてございます。

2は業務監査ですけれども、この部分は現在200億円以上の貯金量の農協については全中監査を受けることになってしまっている部分でございますが、一般の民間組織で業務監査を受ける義務づけを書いているものは基本的にございませぬので、ここについては基本的に自由にやるという世界だという発想でございます。特に農協が販売力を強化する、あるいは6次産業化や輸出拡大を図るといったときには、必要なときに自由に能力のあるコンサルを選ぶことが必要ですので、ここは農協の任意とするということで義務づけはなくすという趣旨でございます。

次のページにまいりまして、3と4は中央会の組織の問題でございます。

まず3は県の中央会でございますけれども、まず(1)で仕事の中身がどうなるかということでございます。これはJAグループの自己改革案の中でも、これからの中央会の仕事は3つに限定をするということが書かれておりまして、一つは会員の要請を踏まえて行う経営相談なり監査、それから、会員の意思の代表、会員相互間の総合調整という強制力のない仕事をやることになっておりますので、こういう仕事をやっていただく。

(2)ですけれども、平成31年3月末までの間に、今の中央会は特別認可法人で強制力もある組織になっておりますが、これを自主的な組織であります農協連合会に移行していただくというのが(2)でございます。

(3)は移行した連合会、普通は名前は〇〇県農協連合会となりますけれども、このところを名前は農協中央会と称することができるように、法的な手当てをするということが書いてございます。

(4)ですけれども、県中から移行した農協連合会、(1)に書いてありますように、会員の要請があれば経営相談なり監査を行うこととなりますけれども、特に預金量が200億円以上でない小さいところ。こういったところが監査を受けたい、あるいは業務監査の方だけ、特に法令違反のチェックだけやってほしいとか、こういうことがあり得ますので、そういった監査を任意でやる場合には、農水省令で定める資格を有する者を当該事業に従事させなければならないということで、農協監査士の方々の制度をここの部分に移行する。現在、中央会の制度で農協監査士がございましたが、これをこちらに移行して、任意の監査には対応できるようにするというところでございます。

4が全国中央会ですけれども、こちらは31年3月末までに意思の代表と総合調整を行う一般社団法人に移行する。一般社団法人ですから、特に法的な裏付けを持った強制権限はないわけですので、そういう強制力のない組織になることは明確でございます。

ただ、(2)で一般社団法人になりますと、現在の農協法の中で名称の使用制限がございますので、農協でないところは名前の中に農協という言葉を使えなくなりますので、そこは法的な手当てをして、一般社団法人になったところも農協中央会という名前を使うことができるように手当てをするということでございます。これが中央会のところでございます。

もともとの横長のもう一回4ページに戻っていただきまして、左側3番のところでございます。行政における農協の扱いということで2つ〇が付いておりますが、行政は単位農協も農業者の団体の一つとしてイコールフットィングで扱うということ。2つ目は、行政は農協を安易に行政のツールとしては使わないということの徹底でございます。

右側で、この点につきましては、平成15年に農協改革の検討会を本省でやったときに、実態的な措置をいろいろやっておりますので、法改正は特に要りませんけれども、この点は規制改革の実施計画にも書いてございますので、この点は農水省の監督指針、これは通知ですけれども、この監督指針の改正でもって対応するというにしたいと考えております。

一番下、4番のその他でございますけれども、右側で書きましたのは、最近の金融関係法制の変更等をフォローする必要がありますし、他の制度との横並びを整えるといった観点がございますので、農協法等について点検をして、この際、必要な改正は全て盛り込むという方向で考えております。例えば、農協のやっている共済事業、これは保険ですけれども、これにつきまして平成26年の保険業法の改正を踏まえて規定の整備を行いますし、現在は、農産物の保管事業、これは農業倉庫業法という別の法律になっておりますが、これを農協の事業として明確に位置付けて、別法の農業倉庫業法は廃止をするといったことをいろいろ検討しているところでございます。

以上が農協の話で、次のページからは農業委員会の方でございます。

5ページ左側の2のところ、まず農業委員会の業務の話が書いてございますが、最初の2つの〇は基本的に右側も同じように書いてございますので、右側を見ていただきますと、

農業委員会の業務は農地利用の担い手の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進、これが中心だということを法律の中に明確に書くというのが一つでございます。

2つ目の○も右側を見ていただきますと、農業委員会は農地転用違反の事案があったときには、この権限を持っているのは県知事でございますので、県知事等に原状回復命令を発出することを求めることができるように、法律の中に規定をしたいということでございます。

3つ目の○ですが、これは左側から見ていただきますと、左側はこういった担い手の集積や何かの仕事に集中できるように、法的な根拠がなくてもできる農業に関する事項についての意見の公表といったこと。これは、農業委員会の法律上の業務からは削除をすることが左側には書いてございます。ここについては随分団体から意見があったところでして、最後にいろいろな調整がありましたけれども、右側の方の書き方は、まず農業委員会の業務を列挙して、ある部分からは意見の公表は削除をいたします。削除しても当然これは表現の自由もございますので、自分の考えを表明したり、行政に持ってくるとか、そういうことは当然できるわけでございますが、そのことを前提にして追加して書いてございますのは、農業委員会が現場での業務の遂行を通じて得られた知見に基づいて、この農地利用の最適化の推進業務を、もっと効率的、効果的にやる上で必要であると判断するときは、関係行政機関に対してその施策の改善意見を提出しなければいけない。一生懸命地域での仕事をやってみて、ここをこうしたらもっと良くなるというときには必ず意見を言ってくださいよという形で書くという整理をしているところでございます。

次のページにまいりまして、ここは農業委員の選出の仕方をどうするかということで、従来、公選制でやっていたわけですが、左側に書いてございますのは、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制に変更する。その際に、地域からの推薦とか公募等を行えるようにするということが書いてございました。

この右側はどうするかということですが、議会の同意を得て市町村長が任命する制度に変更する。これも左のとおりでございます。①も左側に書いてあるとおりで、その前に事前に地域からの推薦や募集も行う、公募も行うということがまず書いてございますが、それに追加をして②が付いておりまして、推薦を受けた人、あるいは募集に応募した人、これについては、その情報を整理して公表することにしております。公表してガラス張りにした上で、この推薦なり募集の結果を尊重しなければならないという規定を置くという方向で考えております。

次の○ですけれども、現行の農業委員は3年の任期なのですが、任期の満了時期が地域によって違っております。五月雨式に毎年3分の1ぐらい改選されているということなのですが、地域によって区々でありますので、新制度の移行時期についてはそれぞれの地域の現行の農業委員の任期の満了後に新しい制度に移行するか、ここは現場が混乱しないような適切な経過措置を設ける方向で考えております。

次の左側を見ていただきますと、農業委員の人数ですが、現行の半分程度にして、農業委員の過半は認定農業者の中から選ぶ。それから、利害関係がなく公正に判断できる人を必ず入れるといったことが書かれております。「また」以下で青年や女性も登用するということも書かれております。

右側で、人数でございますけれども、ここは既に法律の中で政令基準が決まっておりますので、この政令基準を受けて条例で決めるという仕掛けですので、直すときも政令基準を変更すればいいわけですので、法改正は基本的に必要ございません。

次の過半を認定農業者にするというところですが、地域によっては認定農業者の数が非常に少ない地域もございますので、そういう場合を除いて委員の過半は認定農業者にすることと、中立の立場で公正な判断ができる人を必ず含めてもらうということを書いております。それから、任命に当たっては、年齢とか性別等に著しい偏りが生じないように配慮するという規定もございます。

これに伴いまして、現在あります議会の推薦あるいは団体の推薦による選任制度は廃止をいたします。それから、左側の4つ目の○ですけれども、農業委員の報酬水準の引上げの話ですが、ここが予算上の措置でございますので法改正は特に必要ございません。

左側の4ですけれども、この農業委員とは別に農業委員会の指揮の下で、それぞれの地域の担い手への集積ですとか耕作放棄地の発生防止をやる推進委員という方を置くという話が書いてございます。

右側でございますが、同じように農業委員会はこの推進委員を委嘱することにして、担当の区域において農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、要するに耕作放棄地にならないようにという趣旨です。それと、農地の利用の効率化、高度化、担い手のところに集積をするといったことをやってもらう、具体的な地域活動をやってもらうことを明示するということでもあります。

ただ、北海道の地域のように、現在も農地の集積・集約化がかなり進んでいる、我々が目指している8割を超えてやっていて、かつ、耕作放棄地がほとんど発生していない、現行の農業委員会一本の体制でうまくいっているところまで無理にこの推進委員を置く必要がないという意見もございますので、ここに一定の基準を設けた上で、それに該当する場合には、この推進委員を置かなくても良いという形にすることで考えています。

左側の○のところですが、推進委員は農業委員会が選任をして、その際、事前に推薦・公募ということですが、右側のところ、これも同じように区域ごとに農業委員会に委嘱をする、このとき、事前に推薦と募集を求めて、農業委員と同じようにその名前は整理をして公表する、それから、その結果を尊重するという規定を置く方向でございます。

次のページに行きまして右側ですけれども、推進委員は農業委員を兼ねることはできないという制度にいたしますし、推進委員は担当区域内の農地について、必要な場合には、農業委員会の本体に出席をして意見を述べることもできるということで両者の関係をつけております。それから、農業委員会が市町村の管内の農地の利用の最適化の推進に関する

指針を決めるといったときには、推進委員の意見を聴かなければいけないという規定も置く。特に次が大事なのですけれども、推進委員はその活動を行うに当たって、特に農地中間管理機構との連携が非常に重要になってまいります。地域で話し合いを促進させて、まとまった農地を中間管理機構に預けるといったことをうまく進めていかなければいけませんので、この中間管理機構との連携に努めるということもきちんと明記をする方向で考えております。

左側、人数ですけれども、これは地域の調整単位がどうなるかによりますので、人数は適宜にして、報酬は市町村ごとに一定のルールの枠内で支給するというのが左側ですが、ここは政令で基準を決めることとなりますので、そういう措置を法律の中に書くということでございます。

報酬については、これは予算措置でございますので、法改正は要りません。

5は農業委員会の事務局の強化ということで、右側、これは法律の中には、事務局につきまして知識、経験を有する職員の確保ですとか、資質の向上に努めるという努力規定を置く方向で考えております。

7は都道府県の農業会議、全国の会議所ですけれども、これは農業委員会が現場での仕事をする主体ですので、このネットワークとして農業委員会をうまくサポートしたりするというので作り直すということで、黒ポツで幾つか業務が書いてございますけれども、こういう法人として都道府県、国が法律で指定する制度、指定法人制度へ移行するというのが左側でございます。

右側も基本的に同じように、黒ポツで業務の内容が同じように書いてございますが、こういった仕事がきちんとできる一般社団あるいは一般財団を県知事や大臣が都道府県の農業委員会ネットワーク機構あるいは全国のネットワーク機構として指定する制度に変更するというのでございます。

現在、この都道府県の農業会議が法令に基づいて行っている業務が幾つかございますけれども、それについては、原則として県のネットワーク機構の業務に移すということでございます。それから、一番下の○ですけれども、現在の県の会議等につきましては、県知事あるいは大臣の認可を受けて円滑に指定法人に移行できるような措置も考えております。

次のページにまいりまして右側ですが、これは先ほどの意見の公表のところで農業委員会について書いてございますが、県の農業委員会についても同じ規定を書くということでございます。

左側8番のところは農地転用の関係で、優良農地の確保を基本としながら、6次産業化等に資するように、あるいは流動化の阻害要因を取り除く観点から、転用の関係の仕事を見直しするというのでございます。植物工場、販売加工施設、こういった6次化・成長産業化に資するような転用はもっと円滑にできるようにということで、右側ですけれども、これは農地法の省令の改正によって基準の明確化を図ることにしておりまして、法改正は必要ございません。

左の一番下の○ですけれども、これは転用期待を抑制するという観点で、転用利益の地域農業への還元といった公平で実効性ある方策について、中長期的に検討を進めるということになっております。これは中長期的な検討でございますので、今回、国会に出す法律の中にはこの点は盛り込まれません。

次のページでございますけれども、最後は農業生産法人の関係でございます。左側の2を見ていただきますと、今回、具体的にやることにしているのは、法人が6次産業化等を図って経営を発展させようというときの障害を取り除くという観点から見直しをすることで、そこに2つ○がございます。一つは、6次化を進めていきますと、販売、加工のウエイトが高まって農作業のウエイトが低くなるわけですけれども、現在は、役員のうち過半の過半、4分の1ぐらいの方は農作業そのものに従事しなければいけないと書いてありますが、ここを役員等の1人以上が従事をすれば良いということにするというのが最初の○でございます。

右側に同じように農作業の従事要件につきまして、1人以上の人が農作業に従事すれば良いという形で法律を直すということでございます。

左側の2つ目の○は、6次化を進めていくときに資本の増強が必要になるということがございますので、このとき農業者以外の方の議決権、今は4分の1以下になっておりますけれども、これを2分の1未満のところまで拡大をするということで、右側も同様に書いてございます。

下の3のところは、さらなる生産法人要件の緩和ですとか、農地制度の見直しですけれども、左側は中間管理機構の5年後見直し条項の検討に際して検討することになっておりますので、右側も今回の法律には盛り込まないことを整理してございます。

以上でございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明で御意見、御質問などがございましたらお願いいたします。

林委員、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。

先ほど有村大臣もおっしゃいましたように、奥原局長始め皆様の連日の御尽力、本当に御苦労様でございます。お疲れ様でございます。

ただ、率直に確認したいところがございます。質問させていただきます。中央会の組織関係。特に本日の別紙の3にある都道府県中央会について確認をさせていただきたいと思っております。全中は一般社団法人化し、県中は連合会にするということで扱いを分けていらっしゃる理由は何かということ。なぜ県中も一般社団法人にできないのかということをもまず第1点として伺いたいと思っております。

第2点として、農協法第3章「中央会」は全部削除し、従来の県中を連合会にするそうですが、農協法第2章の「連合会」の既存の県レベルの連合会との棲み分けをどのようにするのか。また、連合会にした県中の業務は、法律上どこに、どのような内容で定めるの

か。本日の別紙の3の(1)では、「会員の要請を踏まえた経営相談・監査、会員の意思の代表、会員相互間の総合調整という業務」と書かれておりますが、これはどのような形で規定されることになるのか。これが第2点でございます。

第3点、この新たに連合会となる県中の業務ですが、別紙の3(1)に「会員の要請を踏まえた」とありますので、これは飽くまでも会員である組合からのリクエストベースで実施するものであるということを確認させていただきたいと思っております。特に単協への指導とか賦課金の徴収を含めて、これまでのような強制的な権能は有しないと考えるよろしいかどうか。また、総合調整という名の下で単協に何かを強制するような権能はないということを確認させていただきたいと思っております。

○金丸座長 お願いします。

○農林水産省(奥原局長) まず、県中と全中の今後の組織をどうして分けたのかということでございます。これはいろいろ実体的な議論もありますけれども、制度の話として申し上げますと、県の中央会は基本的に県の中にある農協を束ねる組織として存在しております。ところが、全中の方は農協を直接束ねるというものではなくて、県中を束ねるという間接の組織であるということが一つあります。

もう一つは仕事の中身なのですけれども、今回のJAグループが出された自己改革案の中でも、3(1)に書いてありますように、自分たちの仕事はこれから3つに絞るとということが自己改革案の中でも書いてあるのです。強制的な仕事をやめて経営相談、監査というものが一つ。それから、代表機能を果たす。総合調整をする。この3つの仕事があります。全中の方については、監査部門は外に出すことになりました。ということは、全中に残るのは代表機能と総合調整機能だけとなります。県中がやるのは、もう一つ経営相談・監査がありまして、これはある意味、事業的なものですので、連合会の性格にある意味、なじむ部分がありますけれども、代表と総合調整というだけのところは農協連合会として事業をやるという話ではない。どちらがなじみやすいかと言えば、総合調整と代表だけであれば、基本的には一般社団の方がなじみやすいのではないかという考え方で、この2つは分けて整理をしてございます。

2つ目の御質問ですけれども、県中が連合会になったときに、既存の県の連合会との棲み分けはどうするかという話ですが、ここは棲み分ける必要は基本的にはないと思っております。これは農協もそうですし、連合会もそうですけれども、これは自由に設立することができます。地域を重複させても別に構いませんし、同じ地域に2つ農協を作ることも今の法制度ではできるようになっておりますので、そこで特に棲み分けなければいけないものはないと思っております。

業務が、どこに、どのように書かれるのかということですが、農協連合会も当然、定款の中で書いていただくこととなりますので、基本的には定款で書くということだと思っておりますが、法律の中で県中の連合会に移行するときの業務、書くのか書かないのかを含めて、ここは法制化までによく検討しなければいけないと思っております。

3つ目の御質問で、会員の要請を踏まえた経営相談・監査というときにリクエストベースかということは、それはそのとおりで、強制的にやるのであれば今までと変わらないことになってしまいますから、連合会というのは飽くまでも自主的につくっていますので、自分たちが決めたことをやるわけですから、強制的にどうこうということはありません。

賦課金の徴収がどうなるかという御指摘でございましたけれども、中央会のところだけではなくて農協なり連合会のところでも賦課金という制度はございます。団体ですので、メンバーから会費を集めるという意味での賦課金制度はもともとあるわけで、社団法人も会費を集める規定はございますので、問題はその背景になっている強制力があるかないかという問題だと基本的に思っております。

総合調整という名の下に指導をするのではないかというお話でしたけれども、ここは基本的に強制力のある仕事はしないということですし、横長の2ページ目を見ていただきますと、ここは我々、非常に大事なところだと思っております。左側で言いますと、(2)の2つ目の○、自由な経営を制約しないように十分留意するというところで、右側でも農協や連合会は事業利用を強制してはいけない。強制力がないということを法律の中では明記しようと思っておりますので、そのこととの関係から言っても、ここについて強制的な使用とかそういうことは基本的にないという整理だと思えます。

○林委員 ありがとうございます。

今回の改革については、「これで日本の農業も変わるんだ」というルール変更の可能性について人々が実感できる改革だと思っておりますので、是非とも国民にとっても今回の改革が分かりやすいものであるようにあってほしいと思っております。

その意味で少し意見なのですが、連合会に移行する県中の名称も「農業協同組合中央会」。そして全中も一般社団法人化しても「農業協同組合中央会」と称することができるようにするというのは、複雑な議論の末なのかもしれませんが、少し分かりにくいのではないかと思っております。

以上です。

○長谷川委員 今の点は私もそう思っているのですが御説明いただけますか。

○農林水産省（奥原局長） 複雑な議論の末でございますが、法人の性格がこれで変わるわけでは全くありません。飽くまで名称をどうするかというだけのことで整理をしています。

○有村大臣 関連で、敬意を持って拝聴しておりますけれども、私も規制改革担当として日々この動きを見る中で、都道府県中央会、全国中央会の名称を何でわざわざ法的にギャランティーしなければいけないのか、そして、彼らが自民党内での議論においても、この名称使用に、なぜかくもこだわるのか、単に手続をしたくないというだけではなさそうな気もするのですが、私たちには見えないようなからくりがあるのか。相当ここはこだわられた部分でございまして、そこに当事者にとってのみ見えている利得や経緯、あるいは信用、一般的なアセット以外のものがあるのかどうかということについて、もう少しお伝えいた

だきたいと思います。

○金丸座長 どうぞお願いします。

○農林水産省（奥原局長） お答えするのが非常に難しいのですが、今まで中央会という名前でやってこられた一種の誇りと言いますか、プライドと言いますか、そういうものも相当おありになるということだと思います。法人の性格として強制力を持たない連合会に移行するという事は了解をしていただいた上で、そのプライドはきちんと維持をして、仕事ができるようにしたいという思いだったと思いますので、最終的には自民党との調整の中でそういう配慮がされたということだと思います。

○有村大臣 それに尽きると断言できるのですか。やはり委員の先生方もそうですし、私も当初からユニークだなと思ってきた分野なのですから、本当にそれだけで説明がつくのでしょうか。

○農林水産省（奥原局長） 御指摘の点は、中央会という名前が残っていれば、實際上、強制的なことができてしまうのではないかという御趣旨でしょうか。

○有村大臣 ドラスティックに変えられるのなら、彼らも身を賭して頑張って、新しい組織になっていきます、というのは、それはそれでありなのに、なぜここまで政治闘争で、自民党の議員も多く巻き込んでそこまでこだわる執着を見せたのかは、まだよく分からない。

○岡議長 大臣の質問と重なるのだけれども、先ほどの説明で、名称はA、B、CでもX、Y、Zでも自由に付けたら良いよ、というのと、「中央会」という名前を引き続き使えるように法的な手当てをすると、両方出ていますね。このところをもう一回説明してもらえますか。

○農林水産省（奥原局長） 現在の農協法の中で、名前については名称制限がかかっているのです。農協連合会というところは、名称の末尾は農業協同組合連合会という名前であればいけないのです。例えば、〇〇県信用農業協同組合連合会という名前にしなければいけないというルールがかかっていますので、今回、県の中央会が連合会に移行した場合に、この農協法の普通のルールに従えば、〇〇県農業協同組合連合会でおしまいになってしまうのです。だから、中央会という言葉を使えなくなってしまうので、そこは法的な手当てをしないと中央会と名乗れないというのが、今の農協法上のルールとの関係で出てくるということなのです。

もう一つの全中は、一般社団法人に移行することになりますが、農協法の今の規定の中で、農協でないところはその名称の中に農業協同組合という言葉を使ってはいけないという規定があります。ということは、一般社団では〇〇農業協同組合〇〇というふうに名乗れませんので、ここを手当てしないと、一般社団農業協同組合中央会と名乗れないことになってしまいます。今の法律が禁止をしていることによってそうなっているということです。

○岡議長 今の局長の説明で地方のところは分かりました。全中については、一般社団法

人になっても「農業協同組合」という名前を使えるようにしてやらなければいけないというのは分かりましたが、「中央会」である必要はないですね。

○農林水産省（奥原局長） 一般社団になったときに、どういう名前を付けていただくかは、ある意味、自由だと思いますけれども、中央会と名乗ることもできるようにしてあげるということですので、別の名前を選択すればそれでも良いかもしれません。

○岡議長 農業協同組合という名前を全中が使えるようにしてあげる法的な裏付けをするのであって、何を使うかは当事者が決めるので、中央会となるかどうかまで分からない。そういう理解でよろしいですか。

○農林水産省（奥原局長） それで良いと思います。それが名乗れるように措置はしてありますということです。

○岡議長 農業協同組合という名称を使えるようにしてあげましょう。ただ、連合会にするか中央会にするか何とかにするかは当事者が決めなさいということですか。

○農林水産省（奥原局長） 連合会は多分ないと思いますけれども、一例として言えば、農業協同組合協会とかいうのもあるかもしれません。

○岡議長 分かりました。

○金丸座長 あと、他に御意見ありますか。では林さん、先に退席されるので。

○林委員 恐れ入ります。監査という言葉が何か所か出てくるのですが、別紙の1の2つ目の○で、「なお、当該監査法人は、同一の農協に対して、会計監査と業務監査の両方を行うことが可能である」と書かれています。この点、以前、公認会計士協会の方が、一言で業務監査と言っても法令監査の部分から、いわゆる経営指導のコンサルティングの部分までグラデーションがありますというお話をされまして、さすがに経営コンサルの部分と会計監査の両方はいたしませんというお話をされていたと思います。今回の外出しの全国監査機構についても、飽くまでも公認会計士法に基づく監査法人であって、その業務は公認会計士法の中で行うものだと思いますので、この「なお書き」に書かれている「業務監査」とは、経営指導までは含まないと考えてよろしいでしょうか。

○農林水産省（奥原局長） 業務監査の定義というのは明確にはない世界です。会計監査は明確になっていますが、そのほかは余り定義もされていない世界です。実際にこれまで全中がやってきた業務監査は何かと言えば、多くは法令遵守のチェックあるいは内部監査の補完といったものだと思います。これは、今までは会計監査と一緒にやってきたので、一緒にやった方が効率的だ、コストが低くできるんだというのが彼らの御主張としてありましたので、そこのところは、今後、公認会計士法の監査法人に移っても、こういうことをやれば実行できますよということを実体的に公認会計士協会と相談をして、整理をしたというものでございます。

○林委員 すみません、これで最後です。

そうしますと、1の2つ目の○で言っている「公認会計士法に基づく監査法人が行う業務監査」とは、コンサルは含まない概念で、2番の「業務監査（コンサル）」というのは、

業務監査のうちの経営指導の部分だというふうな、同じ業務監査という言葉を使っているけれども対象が異なると考えてよろしいのでしょうか。

○農林水産省（奥原局長） 業務監査の定義がないので非常にお答えしづらいのですが、実態的に今まで全中がやってきた業務監査と称するものは、法令違反のチェックだとか、内部監査の補完的なところにとどまっていたということなので、それをやりやすくするというのが1の2つ目の○に書いてあるということなのです。ただ、一般的に業務監査と言えば、先ほど先生も御指摘されましたけれども、幅が広くて、場合によってはコンサル的なものもある。世の中では業務監査あるいはコンサルといったものを必ず受けなければいけないと書いてある民間組織の法律がないわけで、こういうものは必要なときに自由に選べば良い。義務づけを一切廃止してしまうという意味で2番が書いてありますので、一般的に会計監査ではない世界はフリーにするという趣旨で書いてあるということですので。

○金丸座長 本間専門委員、お願いします。

○本間専門委員 我々の意図をかなり反映した形になって、大変有り難く思っているところでもあります。その意味で、今回の御尽力に敬意を表したいと思っております。

林委員が先ほど質問されたことに関連するのですけれども、都道府県中央会、これは連合会という位置付けなわけです。私の理解ですと、連合会というのは単協でやっている何らかの事業あるいは理念、そうしたものを横展開する、あるいは連携、連帯をする組織として連合会というものがある。そうすると、これまで中央会というのは連合会ではなかったわけです、県中に関しては。全中は県中の連合会という位置付けだと思うのですけれども、元のJA単協の何を連合しているのかというところがよく見えないのです。仕事の内容で言えば、経営相談、監査あるいは会員の意思の代表というところが、しいて言えば連合会的なのかなという気はするのですが、単協のどういう事業あるいはどういう組織を母体として連合するのか。そこについてお答えいただければと思います。

○金丸座長 お願いいたします。

○農林水産省（奥原局長） 単位農協をつくることを考えれば、農家の方が集まって農協をつくる。この農協の事業を自分が利用するという関係が協同組合ですね。だから、農協と連合会の関係も基本的にはそういう関係だと思います。ですから、農協が、例えば今度、県中が連合会に変わって、経営相談なり監査をやるときに、農協が連合会がやっている経営相談や監査を利用するという関係があるのであれば、そこは農協がメンバーとなる連合会として組織することは当然あり得るということだと私は思います。

ただ、代表だとか総合調整というのは、そういう事業概念ではないと思いますので、そのための連合会というのはなかなか形式的に難しいのではないかと思っております。

○本間専門委員 とするならば、例えば、経営相談、監査のところを連合会ということではやらなければならない理由がもう一つ見えない。つまり、この辺りはむしろ社団法人として自由に使える形の組織で十分ではないか。つまり、社団法人ではなくて、あえて連合会

でなければならないという理由について御説明ください。

○農林水産省（奥原局長）　そこは、社団法人という選択肢も十分あり得るのだと思います。これは調整の結果として最終的にこうなったということで、社団では駄目だという世界ではないと思います。どちらを選んだかということだと思います。

○金丸座長　よろしいですか。

大田座長代理、お願いします。

○大田議長代理　農協改革がどれだけ難しいかはよく理解しておりますので、本当に御尽力ありがとうございます。

2つ質問があるのですが、一つは改革の時間的な流れなのですけれども、中央会が一般社団法人に移行するのは5年の間で、中央会についても5年間ということは、5年間は今のままかどうかということです。会計監査を外すというのはすぐ起こることなのか、それとも、これも5年間は今のままなのか。御説明いただいたことの時間的な流れを教えてくださいたいのが一つです。

それから、全農・経済連に関して、独禁法の適用除外は今のままですよねという確認です。横長の資料の3ページ一番下の左側の下2行に、「独占禁止法の適用除外がなくなることによる問題の有無等を精査して問題がない場合には、株式会社化を前向きに検討するものとする」とあります。実際の法制度は、組織変更を株式会社でできるという規定で、独禁法の適用除外で問題がないかどうかは、これから全農なり経済連が自分でチェックして株式会社になる。なった場合は、独禁法も適用になるという認識で良いかどうか。

時間のところで、もう一つ質問を忘れていました。准組合員については5年間、利用実態を見て農協改革の実行状況の調査を行うということで、これは5年後に決定するという認識でいいのか。ここに書いてある農協改革の実行状況、5年間は一般社団法人にはならないわけですから、飽くまで自己改革の中身を見るということなのか、そこをお願いします。

○農林水産省（奥原局長）　まず1点目ですけれども、5年間、今のままかということですが、3番、4番のところに書いてあるのは31年3月31日までの間にですから、これより前倒ししてやられるところがあっても、それは全然構わないということになります。

それから、会計監査の方がどうなるかですけれども、1ページ1番の一番最後の○になりますが、全中の新組織、社団法人になっていただくわけですが、全中が社団法人になってしまえば、当然、全中としての監査業務はなくなります。それまでの間はどうかということが書いてありますので、この法律が施行されてからその日までは準備期間として扱います。この間は、農協は公認会計士の監査を選んでも良いし、全中の監査を選んでも良いということになっていますので、ある意味、公認会計士の監査はこの法律が施行された、この関係条項が施行された時点から選び得るという状態になるということです。

2つ目の全農の株式会社化の話ですけれども、法律の中に書くのは飽くまでも選択で株式会社に転換できるということです。会社になれば、当然、独禁法の適用除外はなくなる

前提です。その上で、全農には会社化を前向きにお勧めしているのが6月のまとめで書いてありますので、全農がこれからどんな仕事をするかということをもとに詰めていただいて、それを会社になってやった場合に独禁法との関係はどうか。必要があれば公取にも相談に行っていただいて、大きな問題がないのであれば、会社化をしたらどうですかというのは左側に書いてあることですので、これは何も変わっておりません。

3点目は准組合員の話ですけれども、ここは直ちには決めず5年間ということですが、この5年間は、普通に考えれば、この法律が施行されてから5年間調査をすることになると思います。特に農協改革の実行状況のところですが、農協改革と書いてある意味は、必ずしも中央会の組織をどうするかだけの話ではなくて、一番大事なものは現場の農協がきちんと変わっていただくということなのです。この農協の役員の方、特に組合長ほかの経営者としての自覚と責任感を持って、今の経済環境の中でどうやれば農産物をもっと有利に売れるのか、あるいは海外のマーケットにどうやったら出ていけるのか、これをきちんと考えていただいて、農協が本当に収益を上げて農家のメリットが出るような組織に変わるかということが問われているわけですので、この農協改革の実行状況がどうかを見た上で、そこについては検討するという話になってくるということでございます。

○金丸座長 では、本間さん。

○本間専門委員 先ほど質問をするのを2点ほど忘れていましたので。

単協が強くなるため、あるいは自立化していくための改革ということで全中の改革を行った。しかし、県中を残すことによって全中の機能がそのまま県中に移行して、全中で懸念されたような様々な問題点が県中に残ることは想定していないのか。つまり、県中が単協に対する指導等のところで自由度を制限するような可能性はないのかどうか。それに対する懸念は農林水産省として持っていないのかどうかということが1点。

もう一点は、奥原局長が言われたように、全国で1県1農協というところが増えているわけです。そうすると、そこにおける連合会というものは必要なのか。あるいはそういうところは連合会を設けないのか、その辺りについてお聴かせください。

○農林水産省（奥原局長） 県中を残すことで、そういう強力な統制権限が残ってしまうのではないかと御指摘だと思いますけれども、飽くまで法人の性格は連合会に変わるわけですので、統制的な権限を全く持たない組織になることは明らかです。実体的な話はこれからウォッチしていかなければいけない部分はあるかと思いますが。

それから、1県1JAですけれども、今でも中央会を解散できるという規定も置かれています。だから、1県1JAを解散しても良いのですけれども、今は全部残っているということなのです。今回、この県中を連合会に移行できるようにしますが、そのときに1県1JAになっているところはもう一回よく考えていただく必要があるわけです。連合会ですから、メンバーが1人で連合会というものができるかということ、それは実際に難しいわけです。最終的に条文のところ整理をすることになります。

○金丸座長 渡邊さん、どうぞ。

○渡邊専門委員 どうも御説明ありがとうございました。

この農業ワーキング・グループの中で、「日本の農業を強くしたい、そのためには農業をもうかる産業にしたい」と活動してまいりましたので、特に今回、第8条を改正して、ややもすると、今までの「もうからなくて良いんだ」みたいな誤解を解き、そこから意識改革を求めていくということで大変良い内容ではないかと思っております。そこで、頑張っている担い手を応援していくという意味で3点ほど質問させていただきます。

まず第1点は、イコールフットィングに関してです。御説明いただいた資料の4ページのところで、行政における農協の取扱いについて、法改正不要という理由に関して、平成15年当時の農協改革検討会で実体的に措置済みであるという御説明をいただきました。ただ、ここで実体的に措置済みにもかかわらず、10年経ってもまだ余りイコールフットィングになっていないような感じがするという意見がたくさんあるので、こういう取りまとめをさせていただいた経緯もあって、監督指針を新たにされるということでしたけれども、誰が何をどうする形に改めるのかということをお説明いただければと思います。というのは、口幅ったい言い方をすると、農水省御自身の中でイコールフットィングでない部分があるのではないかと、農水省御自身の自己改革を求めるという意味合いも持ち合わせておりますので、そこを確認したいという意図です。

2点目と3点目は、認定農業者の、例えば農協の理事とか農業委員の選定に関するところに関しての認定農業者の取扱いについてです。まず農協の理事に対して、いただいたペーパーの1ページ目の一番下に、理事の過半数を原則として認定農業者とするということがあります。これは、昨年6月に取りまとめた規制改革実施計画では、原則抜きで理事の過半数を認定農業者にするというふうに取りまとめていたのですけれども、このところで「原則」を入れられた理由は何かということをお伺いしたいと思います。

3点目も似たような質問です。今度はいただいた資料の6ページ目になるのですが、農業委員会の理事に関して、認定農業者の数が少ない場合等を除き、委員の過半は認定農業者と書いてあります。

ここで2つ質問があって、なぜ認定農業者の数が少ない場合を除かなくてはいけないのかということと、「等」とはどのような場合を考えられていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。

と申しますのは、全国で認定農業者は昨年3月末で23万人いらっしゃって、どんなに少ない都道府県でも100人以上いらっしゃるのです。しかも、人・農地プランで今後これからどんどん担い手認定される方が増えていかれる。そういう中で、認定農業者の数が少ないというのは、今は少ないかもしれないけれども、将来増えていく話でもあるし、わざわざそんなことを除外する必要はないのではないかと。認定農業者の数が少ないのだったら、それに合わせて理事の数を減らしても良いのではないかと。認定農業者の方が農協や農業委員会の中で活躍できるような場をセットしていく。そういうことが重要ではないかと思っております。

お尋ねさせていただきます。

以上です。

○金丸座長 よろしいですか。

○農林水産省（奥原局長） まず、イコルフットィングの関係ですけれども、これは平成15年に農協改革の検討会を農水省の中でやりまして、そのときにこの議論は結構あったのです。特にそれまでは補助金で最初から農協決め打ちで、農協に交付するんだとなっていたものが随分ありました。農家に対して直接支払いで配るようなものも全農に渡して、全農から交付するとかそういうものが随分あって、これはやはり問題だということになりました。ですから、その後、補助金の交付要綱を全面的に直して、農家の方々が何人か集まって共同で施設をつくるというケースはあるわけで、そういうものに補助金を出しますよ、その共同のタイプとして農協というのもあり得るといふ、そういう世界に変えています。本当に何件かの農家に集まっていただく、あるいは法人になっているようなところでやっていただくということもありますし、農協でも共同でやればそういうことになるというふうに、これは全面的に切り替えたのです。その結果、特に国から直接、全農には、1,000億以上出ていましたけれども、それが一気にゼロになったりという形で大幅に変えてございます。

それで今回は監督指針でということにしていますが、ここは基本的に行政がどう扱うかということなので、監督指針は国から都道府県に対して、都道府県が農協の監督をやる部分がありますので、県に対してイコルフットィングできちんと整理をして扱えということを明確にそこに書き込むことを考えてございます。

認定農業者の関係ですけれども、県単位で見れば、おっしゃいましたように結構な人数がいると思うのですが、市町村単位だったりするわけで、農業委員会は市町村単位で設けられていますし、農協も大体平均的には2市町村ぐらいで1JAという感じですから、これは地域の状況によって認定農業者がどのぐらいいるかまちまちなのです。

北海道のようなところであれば、農家の数は少ないけれども、ほとんど認定農業者なのですが、例えば、都市部周辺のようなところだと認定農業者もほとんどいない。兼業農家だけみたいな地域も中にある。こういったところで守れない法律を書いてしまうのは問題があるということもありまして、ここは特に農協の場合は認定農業者だけではなくて販売系のプロも入っているのです、ちょっと緩いので、ここは原則としてぐらいにしていますけれども、農業委員は明確に農業委員の過半は認定農業者という書き方だったので、ここについてはきちんと例外条項を書いておかないと、現場の市町村は困るだろうという判断で、このところは認定農業者の数が少ない場合等は例外としています。「等」が何になるかはこれから詰めなければいけないところがありますので明確に決まっておりますが、こういう例外規定は置こうということで整理をしております。

○渡邊専門委員 ありがとうございます。

できれば、「等」は取っていただければ有り難いかなと思います。

○金丸座長 北村先生、お願いします。

○北村専門委員 ありがとうございます。

私から1点、准組合員の関係でお尋ねしたいのですけれども、お尋ねというよりは要望なのですが、地域農業の現場を持続的に運用していくには大規模農家はその地域に数戸あれば、農業を経済的にも効率良い農業が継続できるかと言え、非常に難しいのではないかと。農業環境や自然環境などいろいろございます。そういう点から地域の住民の方が農業に関心や理解を持っていただくということも、これからの農業には必要な要件として非常に高くなってくるような気がします。

そういう意味合いから考えると、地域農協のサービスとしての准組合員、現在は金融のプラスアルファを狙って准組合員がどんどん増えているというところでは、現状、直ちに改革するということが非常に単協においては難しいと思いますが、5年間で農協のあるべき姿、地域の住民をどう捉えて農業を持続的に可能にするかというテーマも一つ含めて、5年後の実態調査の規定の一つ入れていただければ、農業として1か所に大規模農家一つあっても農業ができないという現状を、持続的にできるような住民の協力みたいな感じの制度になっていけば、准組合員としての価値はきちんと出てくるのではないかと私は思っておりますので、是非、そういうことも考慮した結果として准組合員の取扱いを御考慮いただければと思います。

○金丸座長 特に良いですか。

○有村大臣 ありがとうございます。

この改革に私も参画をさせていただいて痛感することなのですが、農業者の方々は、一般論で申し上げれば、文字や文言で勝負する方々というわけでは必ずしもないという中で、一致団結して鉄の結束と言われていたJAの中も、今回、農水省始め、皆様が自民党でも本当に丁寧に、丁寧にやりになったからこそ、同じJAの中でもいろいろな意見が出てきて、資材や肥料の購入も、全農ではなくてホームセンターの方が安いではないか、足元のJAはどうよというところが、実際の皆さん、当事者から出てきたのは、大変良かったことだと思います。

ただ、一般論で申し上げれば、規制改革会議は、どんな改革をするにしても目の敵にされるというか、机上の空論ではないか、という形容が多くなされる中で、内容も極めて大事ですが、どうやってこれを進めるか、そして、その改革の先にどんな果実があるのかということについて、当事者の方々、また、主権者たる国民の皆さん、納税者の方々の支持を得続けることも極めて大事なことだと思います。

そういう意味では、これから4～5年の中で、この改革によってどういう成功体験が出てくるのか、その成功体験を国民の皆さんと丁寧に拾って、どんどん紹介をしていただいて、例えば、小さくても良いから今までとは違う、ということを当事者及び納税者の皆さんに分かっていただいて、この道は間違っていない、確かにこれは反対も多かったけれども、正しい道だと思ってもらえるような、丁寧な作業に、引き続き注力をいただきたいと思います。

思います。内容とともに理念、道筋、手法についても、今までの農水省がおやりになってきたかっこいい政治的、戦略的な進め方をしていただきたいと思います。

それから、今、耕作放棄地がどんどん増えてきて、これは滋賀県の広さと同じぐらいだということが連日報道されています。若手の担い手を増やすということも規制改革のワーキングでも伺いましたが、ぽつんぽつんと若手が出てきているというのではなくて、全国的に耕作放棄地が減り、若手の担い手が全国で立ち上がっていただけるということが、倫理的、道徳的目標ではなくて、本当にインセンティブとして機能していくための仕組みとしてはどういふものがあるのか。それを単に好事例の公表、表彰とするだけではなくて、本当に実利が上がって、かつ、良いことだというだけではなくて、それをやりたいと腹をくくってやってくれるような人たちをどのように作っていくのかという道筋を、もう少しコメントしていただきたいと思います。

以上、2つです。

○金丸座長 お願いいたします。

○農林水産省（奥原局長） 最初の点は御指摘のとおりですので、我々はそういうことをきちんとやっていかなければいけないと思っております。

これまでも、我々、農水省で各地の農協で経済事業を一生懸命やっている事例を10年ぐらい前から発表したりしているのですけれども、これがなかなか横に広まらないのです。だから、その原因がどこにあるかということの答えが今度の農協改革になっていると我々は思っているのです。今度の改革、法改正しただけで変わるわけではありません。現場でもって、農家の方々、特に担い手の方と農協の役職員、本当に徹底して話し合ってもらって自分のところの販売をどういふふうに変えるかという議論をきちんとしていただく、あるいは外から本当にプロを呼んできて販売を強化するとか、そういうことをやって成果をきちんと上げて、上げたところはこれをみんなで見ても、みんなこういふふうにやっぺいこうという話にならないと意味がないと思いますので、これは我々もきちんとやっぺいきたいと思っております。

2点目の若い人を入れる話は農協だけの問題ではないのですけれども、農水省の特に私の局の一つの重要な仕事でございます。これは個人でもって若い方が農業に参入するときの青年就農給付金というものも24年度から始めているのですが、正直言いまして、独立して農業を1人で始めるというのはそう簡単なことではありません。

一番我々が効果的だと思っぺいているのは法人です。法人経営がこの10年間で2倍に増えていきました。この法人では4分の1のところでは売上げが1億円を超えているのです。この法人をもっと強くする。大きくしていく。ここで大学を卒業した若い人あるいは企業を辞めて農業をやろうという人がここの従業員としてまず入る。自分で投資する必要はないわけですから、ノウハウをマスターしてそこの役員になっていっぺいても良いし、場合によっては、独り立ちして、そこから農業を始めるということもあっぺいいいので、農業法人をいかに活性化するかということとの関係で若い人たちのことを考えていく方が、意味があるの

ではないかと思っております、給付金はもちろん出すのですけれども、法人経営を発展させながら若い人を入れるようなことを強化する方向で取り組んでいきたいと考えております。

○有村大臣 耕作放棄地は。

○農林水産省（奥原局長） それがきちんといけば、耕作放棄地も解消していくことに基本的になります。それともう一つは、規制改革会議でも御議論いただいて、農地中間管理機構をつくりました。これがある意味、農地問題を解決する一つの決め手です。農地中間管理機構が各県に一つずつ既に立ち上がっていますけれども、受け手は公募することになっています。中間管理機構が所有者から農地を借りて、農地を使いたい人のところに転貸をする。できるだけまとまった面積を使えるような形にして貸すというのが中間管理機構のスキームです。この公募のときには手を挙げている企業もありますし、若い方もいっぱいいるのです。耕作放棄地があればどんどん中間管理機構が借りて貸していくという仕掛けも動き始めています。まだ軌道に乗っているというところまで正直いっていません。初年度ということもあって、これをきちんと軌道に乗せていく努力も合わせてやっていく必要があります。それを軌道に乗せるためにも、農業委員会の改革がセットで必要なのです。あるいは農協の改革もこれとセットになるところがあるのです。ですから、農業改革の一環でこれを行っているという話なのです。

○金丸座長 ありがとうございます。

岡議長、どうぞ。

○岡議長 今回の農協改革は、関係者の大変な努力でこういう形になりつつあるのだけれども、目指すところは、競争力のある、魅力のある、あるいは成長産業となる農業をつくるということですから、その前にやっていただいた農地中間管理機構によって、農地の集約、大規模化を進めて、法人がより農業に参画しやすくする。その下で若い人がどんどん入ってくるという大きな戦略の実現のためにも、今回の農協改革は大変大きな要素の一つ。したがって、農業従事者の皆さんの活力を阻害するような、あるいは制約するようなものを取り除いて、農業従事者、あるいはその農業従事者が求めている単協が自由に知恵と工夫で大きな目標に向かって動いていただくための一つの大きな改革だと位置付けていきたい。農水省さんには、できれば向こう4～5年の間で、産業競争力会議のKPI的なもの、例えば、農地の集約がどれだけ進みました、法人がどれだけ参入できました、若手がどれだけ来ました、耕作放棄地はこれだけ減りました、農業従事者の収入がこう増えました等々、何らかの指標を選んでいただいて、それによって今回の農協改革も含めた一連の農業改革の成果がこのように出てきていますよというように、見える形で出していただいたらよろしいのかなという気がいたします。今すぐということではないですけれども、是非、御検討いただいたらどうかと思います。

○金丸座長 ありがとうございます。副大臣いかがですか。

○赤澤副大臣 御指名いただきましたので、一つは私が大事だと思っている点を質問した

いのと、思うところを述べて、別紙の1の③なのですけれども、「農協が負担を増やさずに確実に会計監査を受けられるよう配慮する」ということがあって、私は本来、内閣に入っていなければ党の会議でも出て、いろいろ中身を聞いたりしていたところなのですが、ここの中身を御説明いただきたいというのが1点です。

その意味は、私自身は郵政民営化にも関わった人間なので、端的に言えば、准組合員、一般の利用者の金融資産も預かるような、その割合がどんどん増えていったときにガバナンスも高いものが求められるし、公認会計士監査というのはそちらでも本当に必要なことだよなという思いがあった中で、どちらかと言うと、漫画的に言ってしまうと、監査をやめたら農業所得が増えるのは何でだという議論ばかりやっていた感じがして、ちょっと違う方向に行ってしまうようになっていました。そういう意味からすると、ある種、議論がまたずれていたように思ったのは、「農協の方が監査が安いから良いんです。組合員のためになるんです」という話だけれども、では、それは逆に言えば、他のライバルの金融機関からすれば、「必要なコストを払ってちゃんとした監査を受けていないのではないか」という疑問が湧いてくるような話なので、ここ「農協が負担を増やさずに確実に監査を受けられる」という表現については、私は、少なくとも准組合員については、今回は5年間見ることにしたけれども、この際、ガバナンスの部分はかなり頑張ってきてきちんとやってもらいたいという気がするので、この表現の意味するところを御説明いただけると有り難いというのが1点。

もう一点は、非常に大事な問題で思いがあるのは、何か組織を改革しようとしたときは、私自身の頭の中は意識改革がまずあって、2番目に業務プロセスの改善があって、3番目にガバナンスを含む体制整備があって、最後は人材育成をやっていかなければいけないというのが自分の頭の中のフレームワークなのですけれども、今回、その形の部分は業務プロセスの改善、委託販売の買取り、いろいろなことを入れていただきましたし、体制の部分はもちろんガバナンスなので、今回、監査についても手を着けてもらって、ただ、一番大事なのは、質問とかいうよりは意見なのですけれども、意識改革が本当に大事で、自民党の農政も反省しなければいけないのは、20年間農業生産額あるいは農業所得が長期低下してきた。それまで機能していた農協も自民党農政も、そこから先は、そこまでは何とか横ばいにしてきたけれども、そこからは長期低落に落ちていたものを反転できずにここまで来ているということを大いに反省しなければいけないし、JAだけの問題ではなくて農政改革全体の問題だと思うのです。

そんな中で非常にうまくやらないといけないのは、本当にものすごく数を抱えている方たちなので、JAの幹部だけとって、本当にどうやったらうまく意識の改革から入れるんだというのは考え抜いていただかないと、形だけ変えても前の方が良かった、何でこれをやらされているのか分からない、言われたとおりの形だけやってみただけだけれども、やはり結果が出ないというのは非常に不幸な展開で、変えた形で本当に頑張ってきてやってみなければいけないんだという辺りをどうやってつくっていくのかというのは、相当全員が同じ方を向

いて、青臭い言い方ですけども、仲間と思って本気で力を合わせてやる気にならないとうまくいかない部分で、非常にそういう部分は難しい点があって、そんな意味からすると、私自身は非常に大きな改革を受け入れて仲間がこぎ出そうとするときに、例えば、中央会という名前に愛着があるならそこは残してやるみたいなことも含めて、本当に関係者が、また何か形を変えたけれども、元のままではないかという思いも当然あってしかるべきなのですが、そこを乗り越えて本当に背中を押すというか、うまくとにかく最初に入らなければいけない意識改革のところはうまくできると良いなということ強く思っています。

その上で、本当に大変だったと思いますけれども、奥原局長からすれば10年単位の時間を掛けてやりたかったことに、ようやく今回、規制改革の力を借りてできたことなのだろうと思うので、本当に良い機会を得て、これだけ平場で農業のことが議論できて、私自身は日本の農業のためにも良いことだったなと思っております。すみません、感想の部分で長くなりました。

○農林水産省（奥原局長） 2点目の意識改革の話は、これが一番大事な話だと本当に思います。ですが、これがそう簡単でないのも事実です。全ての農協の組合長の方々が、自分が経営者だと意識して5年先、10年先のことを考えて、この農協を良くするためにはこうするんだという思いでやっていただければ、これは良くなっていくと思うのですけれども、そこまで本当にどうやって持っていくかはすごく大事なポイントだと思います。

今回の農協改革は農協潰しだという報道も随分されていますが、そういう話では全くなくて、どうやって農協を活性化してやっていくかということなのですからけれども、農協潰しと受け止められるという土壌が意識の問題とも絡んでいると思いますので、ここはPRの仕方も含めて、相当丁寧なことを繰り返しやっていかなければいけない。やはり農家の方に農協をどうするかということを中心に考えていただいて、農協の役職員との徹底した話し合いをどうやって進めていくか。これも大事なポイントだと私は思っております。

最初の方の監査の関係で、農協が負担を増やさずにというところですけども、今回の調整の最終段階のところを外出しにするといろいろなデメリットもあって、本当にうまくできるのかとか、いろいろな議論があったので、この3つ目の○が書かれることになったわけですけども、ここは具体的にどういうふうにするかはこれからよく詰めていかなければいけない部分がございます。

今の監査についての農協の負担が一体どのくらいなのかも実は明確ではないわけです。監査についての請求書が来て払っているわけではない。県中に払っている賦課金の中から使われていて、全中はこのぐらゐの金額だと言っていますけれども、その証拠があるわけでもない。そういうこと全体を含めて評価をしながら、監査の質の問題も当然あると思います。割高なものになっていくことは好ましくないと思いますが、質は確保しなければいけないわけですし、これは今後のやり方をよく工夫してというところだと思います。

○金丸座長 政務官、どうぞ。

○越智政務官 私からも端的に監査関係で幾つか確認をさせていただきたいと思います。

今、赤澤副大臣から監査の話がございましたが、この新しい監査法人にするということは大変意義深いと思います。

新しい監査法人でもできるようにするということの意味は2つあると思います。1つ目は、外出しにするということ。2つ目はいわゆるイコールフットイングと言いますか、監査の正当性と言いますか、他の民間企業、あるいは金融機関が使っている監査法人と同等なものによる監査が行われるということが2つ目の意味になります。この2つ目のポイントに焦点を当てて考えてまいりますと、今、副大臣が指摘された、農協が負担を増やさずに、という部分と、その次の○の農協監査士について、というところの監査業務に従事できるように配慮する、という点と、その次の農協監査士が公認会計士試験に合格した場合に円滑に公認会計士資格を取得できるように運用上の配慮をする、という点。この3つが今回の農協監査士について、あるいは新しい監査法人に移行する際について配慮される点だと思います。

ここの点が具体的にどういうことなのかということを経つか確認をさせていただきたいと思います。1点目は副大臣が御質問されましたけれども、農協の負担を増やさずにという負担というのが経済的な負担だけなのか、それ以外に何か業務的な負担の配慮も考えているのかということが1点目について聴きたい点。

2点目については、従事できるように配慮するというのはどういう形の具体的な姿があるのか。どういう形のものなのかというのが2点目。

3つ目は、公認会計士補から公認会計士になる場面ですね。どの辺のことの配慮を指しておられるのか。この辺を関係機関と既に議論されているのであれば、今の状況を教えていただきたいと思います。

○金丸座長 お願いいたします。

○農林水産省（奥原局長） まず負担の話ですけれども、基本的には監査にかかるお金の話だと考えております。

2点目は、今、監査士の人がこの農協に対する今後の監査に従事できるようにということですが、普通は監査法人であっても公認会計士の方がもちろん中心ですが、そこには補助をする普通の職員の方が当然いるわけで、あるいは見習いの方もいらっしゃるわけで、監査士の方もそれなりに知識や経験があるわけですから、公認会計士とセットで仕事をするのは当然可能だと思っていますので、そういう場でもって仕事ができるように、いろいろな工夫をするということだと思います。

それから、公認会計士の資格取得の点ですが、現在の農協監査士は試験を誰がやっているかという点と全中がやっているわけで、公認会計士試験は当然金融庁がやっている試験ですから、そこは違うわけです。飽くまで金融庁の公認会計士試験を受けて合格していただくことが大前提だと思います。ですが、試験に受かった後の実務経験とか、そういう条件が資格を取得するまでありますので、そこは従来の全中でいろいろな経験を持っていればカウントしていただいて、できるだけ速やかにという配慮をお願いします。今でもで

きることはあるのですけれども、そういう世界の話だと思っております。

○金丸座長 よろしいですか。そのほかの委員の皆様から御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、最後に規制改革会議の岡議長から一言お願いいたします。

○岡議長 本当に大きな改革を、規制改革会議と農水省の皆さんほか、たくさんの関係者に、ここまで持ってきていただいたことに対し、まず敬意を表したいと思います。

新聞報道などで“農協つぶし”みたいに書かれていますけれども、先ほども申し上げましたように、もともとの目的は、日本の農業を強くするんだ、農業に従事している人が幸せになるんだ、そのために必要な改革の一つであるという形で取り組んでいただき、農業ワーキング・グループの皆さんも必死になってやってきたことの成果が、今、出つつあります。当初の目的である魅力のある農業、競争力のある農業といったものを必ず実現していきたいと強く思っておりますので、引き続き、本件のみならず、関係施策がいろいろございますので、それらを総動員していただいていることなのですが、私はもう一つ付け加えるならば、農業従事者の皆さんに、まず、その気になっていただかなければならないということでもあります。今、環境整備としていろいろなことをやっているわけだけでも、主役は農業従事者でございますので、そこのところ、先ほど副大臣から意識改革というお話がありましたけれども、農業は特別な産業ではない。特別に保護されている産業ではなくて、他の産業と同様に知恵と工夫を駆使しながら、競争しながら、そして成長していくというようなものである。当たり前のことなのですが、この辺のところを農業に関わるいろいろな方々の共通認識として、特別ではないということも、この際、意識改革につなげていただければと思います。ありがとうございました。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、私も農業ワーキングの座長として一言述べさせていただきたいと思えます。

昨年1年は、私の時間配分は90パーセント、これは農業ワーキングだけではないのですが、社外に費やされておりまして、その中でも過半を超える時間は農業という分野に費やしたわけでございます。本日、農水省から農業委員会、農業生産法人、農協改革関連の骨子案について御説明をいただきました。

まずは骨子案取りまとめへの御尽力に心から謝意を表します。この1か月間余り、年末年始も含めてほとんど睡眠時間がなかったのではないかと、私もいろいろなやり取りを通じて感じております。本当にありがとうございました。

本来、安全安心で、かつ、おいしいと言われる農作物とか畜産物は、正に我が国にとって誇るべきものであり、世界に通用する作品でもあり、芸術品とも言えるものだという認識しております。しかしながら、本日もいろいろな方から御意見が出たとおり、現状の農業は残念ながら、農業生産額、農業者所得、基幹的農業従事者等がいずれもずっと右肩下がりになっており、とりわけ39歳以下の若い農業者は4パーセント程度であり、高齢化とともに後継者不足というのは最も深刻な課題でした。規制改革会議にお招きをした完成度の

高い農業協同組合におかれても、若い後継者がいらっしやらないというのは共通の深刻な課題だったわけでございます。

規制改革会議としては、どうすればこのような状況から脱却し、若い男女がバトンタッチをして参画をしやすく、世界の農業改革先進国のように発展可能で夢のある農業に変革できるかということを一生涯懸命考えてまいりました。このような根底にある問題意識は農水省の方々や農業関係団体の方々とも共通していると考えております。

中央会制度というものが1954年に発足して、60年というのがよく話題になったわけですが、その年から20年後、1974年にコンビニエンスストアの1号店ができました。それから40年経ちます。その間、コンビニ業界が成し遂げた商品開発、店舗オペレーションとか店舗の開発、情報技術のイノベーションは顧客の接点から生産現場まで大きな変化をもたらしてきております。また、インターネットが本格的に普及し始めた1995年から20年、スマートフォン登場から8年、このように農業界の外、外部における経営技術の革新は目まぐるしいものがありまして、そういう意味ではそのスピードは止まりそうもありません。

これからの農業は、このような外部で起きたイノベーションを内部に積極的に取り入れて、生産性向上を実現させていくことはもちろん、個々の農業者や地域の農業団体が自前の販売チャネルを有し、有利な販売や製造加工の付加価値も、できる限り自らの手元に残すことが重要であると考えています。

このような生産者の現場力を高めるためには、既存の制度を見直し、農業者や地域の農業関係団体が主役となって、地域特性に応じた各々の地域の農産物の付加価値を高めるための創意工夫をしやすくすることが最重要の課題であると考えました。このような観点から、昨年6月には規制改革会議答申の中に、農業改革の具体的方向性を示し、それが政府の規制改革実施計画にも規定されました。その後、JAグループや農業会議所で取りまとめられた自己改革案の内容もお伺いしつつ検討を進め、農協改革については昨年11月に改めて会議としての意見を取りまとめました。

本日の御説明では、これまで規制改革会議が農業改革として三位一体で進めてきた農業委員会、農業生産法人、農協改革について具体的な内容が示されました。農業委員会改革については、公選制から市町村長任命制への移行が明示され、農業生産法人についても役員要件、議決権要件が規制改革実施計画を反映したものとされ、さらに農協改革につきましては全国中央会が一般社団法人に移行すること。単位農協の会計監査について、現行の全中監査の義務づけを見直し、公認会計士監査を義務づけることなどの内容が含まれており、おおむね規制改革会議の考え方に沿ったものであり、大きな前進であると評価しています。

一方で、これまでの全中監査に代わる新たな監査体制の詳細など、今後、農水省が法律案や政省令案を作成される過程で確認しなければならない点もあります。今日も多くの委員の方から御質問なり御意見が出たところでございます。新たな制度を良いものにしていくためには、正にこれからのディテールこそが重要でございます。後日、規制改革会議と

して引き続きフォローアップを行っていただきたいと思います。

農水省としても、本日までに規制改革会議で示された意見も尊重して、法案、政省令案の策定作業に当たっていただきたいと存じます。言うまでもなく、農業を成長産業にしていくための取組はこれで終わりではなく、むしろその緒に就いたに過ぎません。一方で、農業者の高齢化の実態などを踏まえると、残された時間はそう多くはありません。引き続き農水省や関係者の皆様とともに、規制改革会議としても知恵を絞っていきたいと考えております。本日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。それでは、ワーキングを終了させていただきます。ありがとうございました。